(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、観光資源(観光資源になり得るものを含む。)が自らの事業活動に活用できるものであること又は自らの事業活動が観光づくり地域活動に資するものであることを認識するとともに、自らの事業活動と多様な事業の分野における事業活動との連携その他の自らの創意工夫による事業活動を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に 関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条では、事業者の役割について規定しています。

観光の振興を図るためには、幅広い産業分野を支える各事業者の 事業活動が活発に展開されることが必要です。

このため、本県では、観光事業者だけでなく、全ての事業者を対象 として、その役割を規定することとしました。

具体的には、自らの創意工夫によって観光資源をはじめ地域に存在する様々な資源を活用して事業展開を図ること、様々な事業者との連携によって付加価値の創出などを図ること、また、県が実施する観光産業の振興に関する施策に協力することなどを明示しています。